



平成30年12月14日

立川市議会

議長 佐藤 寿宏 殿

立川市議会 議会改革特別委員会

委員長 頭山 太郎

## 行政視察報告

このことについて、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 視察月日

平成30年11月19日

#### 2 視察地及び視察事項

| 視察都市名 | 視 察 事 項          |
|-------|------------------|
| 八王子市  | 議会基本条例制定後の検証について |

#### 3 視察の概要及び所感

別紙のとおり



## 立川市議会・議会改革特別委員会 行政視察報告書

○視察日程 平成30年(2018)11月19日(月)

15時から16時半

○視察地 東京都八王子市

○視察場所 八王子市役所(八王子市議会)

○視察内容 議会基本条例制定後の検証について

○視察メンバー

議長 佐藤寿宏

副議長 福島正美

委員長 頭山太郎

副委員長 高口靖彦

委員 江口元気

わたなべ忠司

上條彰一

事務局 小林局長 川瀬次長 山口係長

八王子市議会は、平成26年4月に議会基本条例を施行し、本年2月には本条例検証のための評価会議を行い、11月の議会報告会では、「議会基本条例制定後の取り組み」を内容に市民に広く報告を行っている。

立川市議会でも時同じくして議会基本条例を制定したが、その後の取り組みが始まっていない。改選後の本年9月に議会改革特別委員会が設置され、条例の検証を軸に議会改革を進めていくための視察を行った。

初めに、八王子市議会の伊藤議長から歓迎のご挨拶を頂き、委員長より11月10日の議会報告会に参加させて頂いた旨、ご挨拶申し上げた。

伊藤議長ご退席後、吉本孝良議会運営委員会委員長ご出席の下、議会事務局より、「議会基本条例の検証作業」として資料に沿ってご説明頂いた。この内容では初めての視察での説明との事だった。

説明を受けて、委員等より下記の質問が出され、お応え頂いた。

Q 江口 やったから見えてきた課題は。質問した事の実績は。内部外部ダブル評価した意図は何か。

A 事務局 委員会での政策提言時の質問は、検討と研究と答弁した内容を出せと、企画政策部署からメールが来て集計される。市役所内部で確認している。議会後出る。それをある程度ひろうと出来るのでは、そこしかない。

A 吉本 その都度確認している。条例になってきた実績でクリアできる。

A 事務局 内部外部は、牧瀬氏からの提案。双方の数の乖離を見る為には、両方やって良かった。

Q わたなべ 市民の反応は。

A 事務局 評価会議の傍聴者は4名。市外の関心のある方もいた。アンケートでは有意義だったとの事。まだ集計できていないが取り入れる。ホームページに議事録を載せている。

Q 高口 まとめたのは議運。何回ぐらい開催してまとめたのか。メンバーは何人か。

A 吉本 方向性の会議で1回、持ち帰り検証で2回、具現性で3回。通常の議運でも。正副委員長・正副議長で点数を付けたり、別に開いて行った。議運は11人。

Q 高口 新たに委員会を作らなかったのは何故か。

A 吉本 検証第一で議運。今後のあり方は検討し、必要なら取り上げてゆく。

Q 上條 各党派で評価が別れた事の調整のご苦労は。

A 吉本 非常に違っていた。改革という今やっていかななくてはいけない事が先という観点でまとめた。

Q 上條 評価項目で、資料不足で出来ないというものがあるが、今後再評価はあるのか。

A 吉本 内部外部、これが正しいか検証していない。誤差を今回のやり方が良かったのか評価しなければならない。学生からも、議会の中に入ってこないと見えない部分があるとの声もあった。議会改革ランキングの視察にも行った。高い所が市民に開かれているとは限らない。改革ランキングに捉われず、市民に優位性のあるものを大切にしたい。

Q わたなべ 予算はどのくらいか。

A 事務局 2万7千円。牧瀬先生の分のみ。ほぼ無償、仲間でされた。

Q わたなべ 今後の検証期間は。

A 事務局 2年に一回は厳しい。成果まで出すと。

Q 福島 具体的な取り組み及び成果はどのように出したのか。

A 事務局 ひな型はある程度事務局で出した。

Q 福島 条例を作った時の議員と新しい議員の温度差はどうだったか。

A 吉本 ある。個人演説会で個々にやっている。そういうのがない所はやりたがる。中身。違う方向性に向いている人たちとは難しい。常任委員会でも、議会報告会の存在意義。一つひとつ襟を正しながらやる事、その目標は同じ。

Q 福島 条例策定、議員間討論の声は出せているか。

A 吉本 一つずつ出して行った方がいいとの声あるが、一般質問で実現してきた部分もあるのでいいとの事ある。外部評価の中で何かしらやりたい。

Q 佐藤 成果、同じ議員が駐輪場作れと言う。議員の動き、結果はどう成果として出すのか。

A 事務局 今回はやっていない。

A 吉本 どういう効果があったのか検討は必要。パフォーマンスとして使われる事を精査しなければならない。

最後に、副委員長より、受け入れ御礼の挨拶と今後の決意を申し上げて視察を締めくくった。

この八王子市議会での視察内容を、委員会での議論を通じ、今後の議会改革、本市の議会基本条例の検証等において大いに反映させてゆきたい。

結びに、伊藤八王子市議会議長をはじめ、お忙しい中時間をいただき率直にお話し頂いた、吉本議会運営委員長、議会事務局の皆さま、送迎などでお世話になった立川市議会事務局の皆さまに御礼申し上げます。

以上

文責：頭山太郎

平成 30 年 11 月 19 日

行政視察 調査事項

【議会基本条例の検証作業】

1. 検証までの経過

(1) 議会運営委員会での検証に向けての検討

2. 講師の決定について

・・・資料 1

(1) 講師

- ・ 関東学院大学 法学部地域創生学科 准教授 牧瀬 稔 氏
- ・ PHP 研究所 公共イノベーション課 茂原 純 氏
- ・ 元 草津未来研究所 中村 円 氏
- ・ 関東学院大学 大学生

3. 検証の手法について

(1) 事務局で作成した「検証用シート」を先生の指示により改良・・・資料 2

(2) 評価基準に基づき点数制による評価・・・資料 3

- ・ 「内部評価」と「外部評価」により実施。

4. 議会基本条例検証のための評価会議開催（平成 30 年 2 月 16 日）

(1) 当日の進行について・・・資料 4

(2) 評価結果について・・・資料 5

(3) 講評について・・・資料 6

5. 評価会議後の検討作業について・・・資料 7

(1) 提言書について

6. その他

## 八王子市議会基本条例の検証の進め方について（案）

牧瀬 稔

- ① 八王子市議会事務局から提示のあった「八王子市議会基本条例検証シート」をもとに【資料1】「八王子市議会基本条例の評価基準について」を用いて評価を行います<sup>1</sup>（現在、八王子市議会事務局に八王子市議会基本条例検証シートを作成してもらっています）。
- ② 今回は、内部評価と外部評価を実施します。内部評価は八王子市議会での評価になります。外部評価は、牧瀬を委員長として、牧瀬他有識者2名（合計3名）による外部評価委員会を設置します。また、参考として、牧瀬が所属する大学の大学生による評価も検討します（大学生が評価した場合は、各大学生に御礼状を発行していただくことは可能ですか）。
- ③ 外部評価の過程で分からないことが出てきた場合は、【資料2】「八王子市議会基本条例評価質問事項」を用いて、八王子市議会に質問します。牧瀬がとりまとめ、八王子市議会に提示します。その後、八王子市議会から回答をいただきます。
- ④ 2月16日（金）の午前において、八王子市議会において、内部、外部ともに評価結果を提示します。その後、意見交換を実施します。当日は、内部評価20分、外部評価20分。意見交換30分でよいと思います。なお、質疑応答ではなく「意見交換」としてください（議員の質問に私が答えるのではなく、議員と私、議員と議員が意見交換するという流れとします）。当日は、ぜひ、マスコミも誘ってください（プレス発表してください）。
- ⑤ 外部評価結果を踏まえて、かつ意見交換を受けて、外部評価委員会として八王子市議会に対して「八王子市議会基本条例を見直すための提言書」（仮）を提出します。
- ⑥ 八王子市議会は、内部評価の結果や外部評価委員会からの提言書をもとに、八王子市議会基本条例を見直さるか見直さないかの検討に入ります。検討の結果、見直す場合は条例を改正します。見直さないという判断をした場合も、「こういう理由で今回は見直しを見送った」ということを明確にして公表します。

以上が八王子市議会基本条例の検証のおおまかな流れになると思います。

<sup>1</sup> 検証とは「実際に物事に当たって調べ、仮説などを証明すること」と定義されます。評価とは「ある事物や人物について、その意義・価値を認めること」という意味があります。ちなみに、八王子市議会基本条例では、第20条は「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする」として「検証」の2文字を使用しています。

## 八王子市議会基本条例の評価基準について

牧瀬 稔

## 1 評価基準について

- 各規定に書かれている取組について、下記の評価基準をもとに、6段階（0～5）で点数をつけます。
- 評価の理由（コメント）を端的に書きます。数行で構いません。

評価基準

| 評点 | 基 準  |
|----|--|
| 0点 | 規定に書かれている取組が実施して <u>いない</u> と判断される段階                   |
| 1点 | 規定に書かれている取組が <u>着手</u> したと判断される段階                      |
| 2点 | 規定に書かれている取組が <u>4分の1</u> 程度を達成したと判断される段階 $\frac{1}{4}$ |
| 3点 | 規定に書かれている取組が <u>2分の1</u> 程度を達成したと判断される段階 $\frac{1}{2}$ |
| 4点 | 規定に書かれている取組が <u>4分の3</u> 程度を達成したと判断される段階 $\frac{3}{4}$ |
| 5点 | 規定に書かれている取組が <u>ほぼ</u> 達成したと判断される段階 $\approx 1$        |

- その後、上記の結果を100点満点で点数化します。

## 2 評価体制について

- 内部評価と外部評価を実施します。内部評価は八王子市議会での評価になります。外部評価は、牧瀬を委員長として、牧瀬他有識者2名（合計3名）による外部評価委員会を設置します。また、参考として、牧瀬が所属する大学の学生による評価も検討します。

## 3 その他

- 上記の評価基準は、過去、牧瀬が実施した小田原市長、横須賀市長、加賀市長、小山町長などの首長マニフェスト評価及び、川口市議会（自民党）、さいたま市議会（民主党）などの議会（会派）マニフェスト評価で活用した評価基準を参考にしています。
- 実際に評価を行うと、今回はかなり難しくなると考えられます。その理由は、評価するための比較材料がないからです。他の議会基本条例ではほとんど評価をしていないため、①他議会との評価ができません。また、今回が八王子市議会は初めての評価であるため、②過去との比較もできません。そのため評価基準に「…と判断される」と明記しています。今回は主観による評価になることは仕方ありません。
- 主観になってしまうため、評価点数の理由を明確にしなくてはなりません。そこで、評価した点数の理由は、数行でかまいませんので、必ず記述するよう心がけてください。

以上

議会基本条例評価シート  
【概要版】

※1 「評価項目」

議会は「市民福祉を増進」することを目的としているが、その手段として、A「執行機関の監視機能」と、B「政策立案機能」があり、またC「情報公開」とD「わかりやすい議会運営」を進めることで、A・Bの項目がより充実するものとして、各条文をできる限り分類した

※2 「点数」

取り組みの進捗状況を6段階で評価。5点(100%)、4点(75%)、3点(50%)、2点(25%)、1点(着手した段階)、0点(実施していない)

| 条文                                  | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み   |   | 評価点            |   |   |     |
|-------------------------------------|---|---|----------------|---|---|-----|
|                                     | 目的  | 具体的な取り組み状況及び成果  | 評価項目<br>※1     | 点数<br>※2  | 内部評価結果の理由   | 有識者 |
| 第1条                                 | 目的  | この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。   |                |   |   |     |
|                                     | 議会の活動原則   | 1 議会は、合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。  |                |   |   |     |
|                                     | (1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視すること。  | <b>ア. 執行機関への質問回数(本会のみ、委員会を除く)</b> ※回数→何人質問したかとしてカウント。<br>◇26年度 91回、◇27年度 110回、◇28年度 106回、◇29年度 74回<br><b>イ. 議案とはならない諸般の報告への質問回数(本会議)</b><br>【特色】本市独自の取り組みとして、一項目につき一人20分以内3回までの質問が認められている。<br>◇26年度 8回、◇27年度 5回、◇28年度 4回、◇29年度 8回<br>【内訳】◇26年度8人 ◇27年度5人 ◇28年度4人 ◇29年度8人<br><b>ウ. 一部事務組合議会議員による組合議会報告(八王子市議会決定事項)</b><br>【内容】本市議会を代表して選出された議員から報告を受け、情報を共有することを目的とする。<br>【対象】①東京都十一市競輪事業組合議会、②東京都六市競艇事業組合議会、③南多摩畜場組合議会、④東京たま広域資源循環組合議会、⑤多摩ニュータウン環境組合議会、⑥東京都後期高齢者医療広域連合議会  | A政策等の監視と評価     | 4   | 会議における質疑・質問に加え、本市議会の特長として、議案にならない諸般の報告についても、本会議で質問できる仕組みがあることで、事務の執行について監視できている。<br><br>しかし、すべての事務執行を監視できているわけではないと考えられる。 | 4   |
|                                     | (2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。  | <b>ア. 意見書(議員提出議案)の提案回数と採決結果</b><br>◇26年度 14回(9〇、5×) ◇27年度 16回(8〇、8×) ◇28年度 17回(9〇、8×) ◇29年度 5回(2〇、3×)<br><b>イ. 提言、決議等の回数</b> ◇26年度 1回 ◇27年度 2回 ◇28年度 2回 ◇29年度 0回<br>【内訳】<br>◇26年度 「降雪対応に関する要望書(会派代表者会・災害対策議会本部長名)」<br>◇27年度 「2020年東京オリンピック競技大会及び第18回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」「市内の交通環境の改善に向けた取り組みの充実に関する要望書(交通対策特別委員会)」<br>◇28年度 「市民の年齢とライフプランに応じた切れ目のない支援に向けた提言書(人口減少・高齢社会対策特別委員会)」<br>「議会中における保育に関する要望書(会派代表者会)」<br><b>ウ. 一般質問による政策提言の回数</b> ◇26年度 71人 ◇27年度 91人 ◇28年度 87人 ◇29年度 62人<br>【特色】(1)一人当たりの持ち時間が相対的に長く、回数などの制約が少ないため、多くの提案ができる。<br>(2)会派につき一人60分(委員会含む)の一般質問が通告制で認められている。<br>(3)全議日程に制約のある第1回定例会のみ、4年間で1日ずつ(一人33分)の一般質問ができる。  | 日市民意見の反映と政策立案  | 3   | 議員からの提案により、市長部局で条例案を作成し、それを議決することで制定された条例はある。<br><br>しかし、条文の文案作成から議員が担い、議案として提案されるまで至ったものが非常に少ない(政治倫理条例、議会基本条例のみ)。        | 3.3 |
|                                     | (3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。  | <b>ア. 会議録の作成と公開方法</b><br>【記録の作成方法】発言全文掲載<br>【作成対象】本会議、4つの常任委員会、常設の4つの特別委員会、予算等審査特別委員会とその分科会、決算審査特別委員会とその分科会(計19種類)<br>【インターネット公開】会議録作成対象すべて(検索機能あり)<br>【冊子作成】本会議、予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会<br>【冊子の公開場所】議会事務局、市政資料室、市内の各市民部事務所・各市民センター・各図書館<br><b>イ. インターネットによる会議の生中継と録画中継の日数</b><br>【対象】本会議すべて ◇26年度 22日 ◇27年度 25日 ◇28年度 25日 ◇29年度 21日<br>【拡充】◇29年度より一部充実(マルチデバイス化)<br><b>ウ. ケーブルテレビによる会議の生中継の日数</b><br>【対象】①本会議の一般質問(年間最大13日)<br>②本会議の新年度予算市長提案説明と会派代表質疑1日<br>③予算等審査特別委員会の総括質疑(会派持ち時間制の質疑)4日間<br>◇26年度 15日、◇27年度 18日、◇28年度 18日、◇29年度 16日<br><b>エ. 傍聴者の人数</b> ◇26年度 480人、◇27年度 720人、◇28年度 515人、◇29年度 213人<br><b>オ. 議場傍聴席へのモニター設置</b><br>【内容】29年3月29日から、J:COMによる生中継と、ネット生中継の映像を映し、傍聴者にわかりやすい環境を整備した。<br><b>カ. 政務活動費収支報告書を29年度分からHPで公開(30年度実施)</b><br>【内容】29年4月に「政務活動費の手引き」を作成し、29年度からの政務活動費収支報告書をホームページで公開することになった。 | C開かれた議会・透明性の確保 | 4   | 委員会のインターネット中継が実施できていない。また、ケーブルテレビ放映が一部の会議であり、全市を網羅していない(多摩テレビでの放映なし)点で、不足と考える。  | 4   |
| (4) 市政の課題について、研修及び調査研究活動を行うこと。      | <b>ア. 議員研修の回数と人数(東京都議会議長会主催研修)</b><br>◇26 1回 22人 ◇27 1回 32人 ◇28 1回 34人 ◇29 1回 34人<br><b>イ. 新たな行政課題の調査研究を目的とした4つの特別委員会の設置</b><br>◇26年度 条例施行時に活動していた特別委員会<br>①ニュータウン対策 ②交通対策 ③中心市街地対策 ④復興支援・防災対策<br>◇27年度 改選時に設置した特別委員会<br>①都市づくり・ニュータウン対策 ②交通対策 ③復興支援・防災・危機管理対策 ④人口減少・高齢社会対策<br>◇29年度 中間改選時に設置した特別委員会<br>①都市づくり・ニュータウン対策 ②交通対策 ③復興支援・防災・危機管理対策 ④次世代支援・高齢社会対策<br><b>ウ. 委員会の行政視察回数(市外)</b> ◇26年度19回 ◇27年度20回 ◇28年度20回 ◇29年度19回<br><b>エ. 委員会の現場視察回数(市内)</b> ◇26年度5回 ◇27年度1回 ◇28年度3回 ◇29年度0回<br><b>オ. 委員と団体等との懇談会の実績(第11条3項 再掲)</b><br><b>カ. 委員会主催の研修会の実績(第11条3項 再掲)</b> | 日市民意見の反映と政策立案   | 4              | 市政の課題等について、調査研究した内容は、報告書としてまとめるだけでなく、委員会や一般質問でも提案をしており、実際に施策に展開されている。<br><br>一方、今後も引き続き、幅を広げるなど調査研究を進める必要はあると考える。                   | 3.7   |     |
| (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。 | <b>ア. 議会運営委員会で基本条例運用に関する検討を行った回数</b><br>◇26年度18回 ◇27年度10回 ◇28年度11回 ◇29年度4回<br><b>イ. 会派代表者会で改革事項の検討を行った回数</b> ◇26年度11回 ◇27年度11回 ◇28年度8回 ◇29年度6回<br><b>ウ. 八王子市議会ICT検討会</b> ◇27年度6回<br>【内容】議会基本条例に定めた「市民にひらかれた議会」を実現するため、ICTの用について体系的に検討し答申した。<br><b>エ. 政務活動費に関する検討会</b> ◇27年度2回 ◇28年度9回<br>【内容】代表者会の下組織として設置。政務活動費の手引きをまとめた。29年4月1日より適用。市議会 ホームページで公開。  | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営  | 4              | ICT検討会の答申内容を具現化したり、政務活動費に関する検討会での「政務活動費の手引き」を作成するなど、現実に対応した取り組みを積極的に実施している。<br><br>しかし、着手はしているものの、まだ議会改革について検討中の段階なので、進捗中であると考えている。 | 3   |     |

| 条 文                           | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み                           |  | 評 価 点         |                  |   |     |
|-------------------------------|---|--|---------------|------------------|---|-----|
|                               | 具体的な取り組み状況及び成果  | 評価項目※1   | 点数※2          | 内部評価結果の理由<br>有識者 |   |     |
| 第3条<br>議員の活動原則                | 1 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。                     | —  | —             | —                |   |     |
|                               | (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。                            | <b>ア. 議会報告会の開催回数(第4条1項1号 再掲)</b><br><b>イ. 請願(第4条1項 再掲)</b><br><b>ウ. 陳情の件数(第4条1項 再掲)</b><br>【陳情】議長が全議員に写しを配付することを第一義的な取扱とする。(26.5.26試行、28.2.23議運決定)<br>【受理件数】◇26年度 17件 ◇27年度 47件 ◇28年度 70件 ◇29年度 18件<br><b>エ. その他メール等で受付した市民の声</b> ◇26年度 54件 ◇27年度 88件 ◇28年度 77件 ◇29年度 15件  | B市民意見の反映と政策立案 | 4                | 市民の意見を的確に把握しやすくするための仕組みを整え、推進しているが、運用面については改善の余地があると考える。                                | 4   |
|                               | (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。              | <b>ア. 議員控室ネット環境整備</b> ◇27年度控室に無線LANを導入。<br>【内容】議員控室にネット環境を整備し、調査研究をしやすくした。<br><b>イ. 議員研修の回数と人数(東京都市議会議長会主催研修)(第2条第1項4号 再掲)</b><br>◇26年度 1回 22人 ◇27年度 1回 32人 ◇28年度 1回 34人 ◇29年度 1回 34人<br><b>ウ. 政務活動費(調査活動費)</b> ◇26年度 13,168,297円 ◇27年度 12,603,184円 ◇28年度 11,966,907円<br><b>エ. 政務活動費(研修費)</b> ◇26年度 2,463,742円 ◇27年度 1,960,295円 ◇28年度 2,952,513円   | B市民意見の反映と政策立案 | 4                | 議員個人の行動については、評価しにくいところがある。<br>しかし、会派単位でも、臨時研修や勉強会を実施するなど、資質向上に努め、市政の課題について調査研究活動を行っている。 | 3   |
|                               | (3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。      | <b>ア. 委員間討議の導入(第11条 再掲)</b><br><b>イ. 意見書(議員提出議案)に対する質疑・討論の回数</b><br>◇26年度 質疑 1回、討論 5回、◇27年度 質疑 9回、討論 12回<br>◇28年度 質疑 1回、討論 3回、◇29年度 質疑 1回、討論 6回<br><b>ウ. 議員間の公平な発言時間と機会の確保</b><br>【特色】質疑時間の取り決めを行い「決定事項」とするにあたり、少数会派や会派に属さない議員に対する不利益が出ないように調整している。  | B市民意見の反映と政策立案 | 4                | 議会運営の中で、公平を保ちながら、積極的な議論ができる環境整備に取り組んできた。<br>少数会派や会派に属さない議員に対する不利益が出ないように調整を行ってきたと考えられる。 | 4   |
| (4) 市民福祉の増進を目指して活動すること。       | —   | —  | —             | —                |   |     |
| 第4条<br>市民参加及び意見の把握            | 1 議会は、議会活動への市民参加の機会をを広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。 | —  | —             | —                |   |     |
|                               | (1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。                               | <b>ア. 議会報告会の実施</b><br>【内容】議会報告会の実施(26.9.10試行決定)<br>【実績】<br>◇26.11.19 第1回議会報告会<br><参加者>127名 <テーマ>中核市移行、基本条例策定<br>◇27.11.11 第2回議会報告会<br><参加者>145名 <テーマ>改選後の市議会の構成、4常任委員会審査報告、決算審査特別委員会<br>◇28.11.23 第3回議会報告会<br><参加者>110名 <テーマ>総務企画「市制100周年」、都市農業、都市緑化フェア<br>◇30.1.15 第4回議会報告会<br><参加者>124名 <テーマ>文教経済(MICE)、いじめ、虐待「ネグレクト、子どもの貧困、認知症」   | B市民意見の反映と政策立案 | 3                | 議会報告会については試行錯誤を経ながら、年一度の開催が定着し、4回実施した。<br>しかし、十分に市民との意見交換ができる場になっているとはいえないと考える。         | 4.3 |
|                               | (2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。                                    | <b>ア. 請願代表者の趣旨説明</b><br>【趣旨説明】請願代表者から、希望があった場合は、休憩して10分以内で説明を受ける。<br>その後委員が請願者に対して直接質疑ができる。<br>【受理件数と結果】◇26年度2件(否決) ◇27年度2件(否決) ◇28年度1件(否決) ◇29年度2件(否決)<br>【趣旨説明の実績】◇26年度0回 ◇27年度1回 ◇28年度1回 ◇29年度2回<br><b>イ. 陳情の取扱</b><br>【陳情の取扱】議長が全議員に写しを配付することを第一義的な取扱とする。議員が請願と同様の取扱を希望する場合は、議運に諮り承認されれば本会議に上程される。<br>【受理件数】◇26年度 17件 ◇27年度 47件 ◇28年度 70件 ◇29年度 18件<br>【上程件数】◇26年度 0件 ◇27年度 0件 ◇28年度 0件 ◇29年度 0件 | B市民意見の反映と政策立案 | 5                | 請願等の審査はきちんと行われている。  | 4   |
|                               | (3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。                                  | <b>ア. 市議会だよりのアンケート実施</b><br>【内容】市の電子申請サービスを利用したアンケートを実施し、市民意見を紙面に反映させる。<br>◇26年度 0件 ◇27年度 9件 ◇28年度 3件 ◇29年度 0件<br><b>イ. パブリックコメント、アンケート調査の実施</b><br>◇26～29年度 実施なし ※議会基本条例策定時にパブリックコメントを実施(25年度)<br><b>ウ. 議会報告会におけるアンケートの実施</b><br>【内容】議会報告会で、テーマに関する質問のほか、その他自由に議会に対する意見や要望が述べられるアンケートを実施し、後日市議会HPで回答している。<br>◇26年度 1回 ◇27年度 1回 ◇28年度 1回 ◇29年度 1回  | B市民意見の反映と政策立案 | 4                | 必要に応じて適切に行われているが、市民から意見を聞く手法を増やす努力は今後も必要と考えられる。   | 3   |
| (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。 | —   | —  | —             | —                |   |     |

| 条 文                           | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み  |  | 評 価 点          |          |  |           |
|-------------------------------|--|--|----------------|----------|--|-----------|
|                               | 具体的な取り組み状況及び成果   |  | 評価項目<br>※1     | 点数<br>※2 | 内部評価結果の理由  | 有識者       |
| 第5条<br>情報公開及び説明責任             | 1 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。 |  | —              |          |  |           |
|                               | (1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)を原則公開すること。                              | <b>ア. 会議の公開(傍聴)</b><br>自治法で定められた本会議のほか、4つの常任委員会、4つの特別委員会、予算等審査特別委員会及び分科会、決算審査特別委員会及び分科会、議会運営委員会<br><b>イ. インターネットによる会議の生中継と録画中継による公開(第2条1項3号 再掲)</b><br><b>ウ. ケーブルテレビによる会議の生中継による公開(第2条1項3号 再掲)</b><br><b>エ. 傍聴のための環境整備</b><br><b>【整備済み】</b><br>◇傍聴用資料の配付と閲覧、◇定員を超えた傍聴者への音声聞き取り控え室の確保<br>◇児童及び乳幼児の入室許可、◇車椅子席の確保、◇盲導犬の入室許可<br>◇事前申し出による、手話、要約筆記者の配置<br><b>【拡充】</b><br>◇28年度 傍聴人からの録音申し出(認める)   | C開かれた議会・透明性の確保 | 4        | 傍聴は、すべての会議において可能となっており、既に実施している。<br><br>しかし、インターネット中継は本会議のみであること、また、ケーブルテレビ放映は、本会議・委員会の一部だけであること、さらに、一部の地域では視聴できないことは、不十分なものとして課題と考えている。 | 4.3       |
|                               | (2) 議会が保有する文書等を原則公開すること。   | <b>ア. 会議録の作成と公開方法(第2条1項3号 再掲)</b><br><b>イ. 永年保存文書(昭和以前)の閲覧申し込み件数</b><br>【市民等】◇26年度 4件 ◇27年度 4件 ◇28年度 4件 ◇29年度 1件<br>【その他】市内の部会からの申請多数<br><b>ウ. 「政務活動費収支報告書」を平成29年度分からホームページで公開(30年度より実施)(第2条1項3号 再掲)</b>   | C開かれた議会・透明性の確保 | 5        | 議会に関する情報は、原則としてすべて公開されているため、本文の取り組みは満たしている。<br><br>しかし、公開方法等については、今後も検討すべき課題があるとの意見もあった。   | 3         |
|                               | (3) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実を図ること。  | <b>◆市議会だよりに関する取り組み</b><br><b>ア. 市議会だよりの発行部数及び配付場所</b><br>【内容】年4回発行。全戸配付、市施設・市内駅構内・郵便局・信金・コンビニで配付。<br>選挙権の18歳引き下げに伴い、市内の高校にも配付(27.11月～)。14年からはPDF版をホームページに掲載。<br>【発行】◇26年度 111.5万部 ◇27年度 111.9万部 ◇28年度 112.2万部 ◇29年度 112.4万部<br><b>イ. 点字版の発行</b><br>【内容】議会だよりの主な掲載内容を点訳し、希望者に郵送により発行。(昭和57年4月～)<br>【発行】◇26年度 125部 ◇27年度 110部 ◇28年度 108部 ◇29年度 78部<br><b>ウ. 声の議会だより</b><br>【内容】議会だよりの主な掲載内容を読み上げた音声をカセットテープやCD等に吹き込み、希望者に郵送により発送。(昭和56年4月～)<br>【発行】◇26年度 253部 ◇27年度 255部 ◇28年度 229部 ◇29年度 159部<br><b>エ. 読みやすくするための改善</b><br>【内容】◇29年度から<br>・予算及び決算議案に対する討論を会派別に掲載<br>・文字を大きくし、1ページ当たりの文字数を減らす。<br>・写真やイラストの増、タイトル表現、ホワイトスペースの工夫など<br><b>オ. 表紙写真の応募件数</b><br>【内容】26年2月1日より市議会だよりの表紙写真を公募<br>◇26年度 14件 ◇27年度 37件 ◇28年度 50件 ◇29年度 33件<br><b>カ. 表紙写真展を開催(最優秀作品も発表)</b><br>【内容】◇27年度 表紙写真パネル展を市内2カ所で約1カ月間開催<br><b>キ. 広報紙「議会だより」の愛称を公募</b><br>【内容】◇28年度<br>市制100周年を記念し、市議会だよりが市民にさらに親しまれるよう愛称を公募。「ひびき」に決定し、29年2月1日号より使用<br>◇公募件数 22件<br><b>ク. 議場コンサート出演者を公募</b><br>【内容】◇26年度 議場コンサート出演者の募集要領を作成<br><b>ケ. 議会報告会の発言記録と質問・アンケートに対する回答をインターネット公開(再掲)</b><br><b>コ. 市制100周年議会記念誌の発行</b><br>【内容】「100周年議会史検討委員会」<br>『市制施行100周年八王子市議会記念誌「市民と共に歩む」』<br>◇27年度設置 ◇28年度4回 ◇29年度1回 10.1発行(2000部)、市議会ホームページに公開<br><b>サ. ホームページへのアクセス数</b><br>◇26年度 19,972件 ◇27年度 23,037件 ◇28年度 35,373件 ◇29年度 30,965件<br><b>シ. 会議の周知(各定例会ごとに実施)</b><br>【内容】・広報はちおうじ、河川情報版、八王子駅南口情報掲示板、市役所市民ロビー情報掲示板への掲示、ポスターの掲示及びチラシの配付(市内23大学、市内55カ所(市民部事務所、市民センター、文化会館、社会教育施設等)) | C開かれた議会・透明性の確保 | 5        | 現状で考えられる取り組みを、きめ細かく実施していると考えられる。   | 4.7       |
| (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。 |  |  | —              |          |  |           |
| 第6条<br>政策等の形成過程の説明要求          | 1 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。                                | <b>ア. 長からの情報提供方法(26.8.25決定)</b><br>【実績】ネット上で市民に公開しているものについては配付し、一議員控え室フロアのWi-Fi環境整備実施<br><b>イ. 会派ごとの事前説明</b><br>【内容】会派ごとに事前の説明を受けている。<br>◇新年度で提案<br>◇予算と連動している実施計画(アクションプラン)<br>◇その他、基本計画中間見直し、都市計画マスタープラン等、大きな方向性を示すものについて<br><b>ウ. 各常任委員会での計画策定段階における報告</b><br>【内容】各常任委員会で、各種計画等の策定段階において報告を受けている。   | C開かれた議会・透明性の確保 | 5        | 十分な説明を受けていると評価している。  | —資料から判断不可 |
|                               | 2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。   |  |                | —        |  |           |

| 条 文  |            | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み  |   | 評 価 点                |   |  |   |
|------|------------|--|---|----------------------|---|--|---|
|      |            | 具体的な取り組み状況及び成果   | 評価項目<br>※1  | 点数<br>※2             | 内部評価結果の理由   | 有識者  |   |
| 第7条  | 質疑及び質問の方式  | <p>本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。</p> <p><b>ア. 一問一答方式の実績</b><br/>【内容】一般質問での一問一答方式導入決定(26.1.27執行決定、29.3.24本決定)<br/>【実績】 &lt;一括方式&gt; &lt;MIX方式&gt; &lt;一問一答方式&gt;<br/>◇26年度 26人(36.6%) 22人(30.9%) 23人(32.3%)<br/>◇27年度 51人(56%) 19人(20.8%) 21人(23%)<br/>◇28年度 40人(46.5%) 12人(13.9%) 34人(39.5%)<br/>◇29年度 27人(43.5%) 11人(17.7%) 24人(38.7%)</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営  | 4                    | 質問方式について、多様な形式をとることで、テクニカルなことでも、段階的に掘り下げて質問ができることから、市民にもわかりやすい取り組みができていると考えている。 | 4.3  |   |
| 第8条  | 議決事件の拡大    | <p>議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。</p> <p><b>ア. 議決事件の追加</b><br/>24年に基本構想を追加している。以降、追加は行っていない。<br/>【参考】八王子市議会に議決すべき事件を定める条例(平成24年6月25日条例第32号)</p>   | A政策等の監視と評価  | 4                    | 該当する案件はなかったと考えている。<br>議決事件の追加ができることは良いが、追加の際には慎重に対応すべきと考える。                     | 一評価保留  |   |
| 第9条  | 定例会の会期及び回数 | 1 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。   | -   | -                    | -   | -  |   |
|      |            | 2 議長は、市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとする。  | <p><b>ア. 地方自治法第179条第1項に基づく専決処分</b><br/>【内容】緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときに行われた長の専決。<br/>◇26年度 3件 ・国民健康保険条例の一部改正、一般会計補正予算(第4号)、給与及び公共料金特別会計補正予算(第1号)<br/>◇27年度 0件<br/>◇28年度 3件 ・市税賦課徴収条例・都市計画税条例・国民健康保険条例の一部改正<br/>◇29年度 4件 ・市税賦課徴収条例・都市計画税条例・国民健康保険条例、消防団員等公務災害補償条例の一部改正</p> <p><b>【参考】地方自治法第180条第1項に基づく専決処分</b><br/>【内容】議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したもの。<br/>①100万円以下の損害賠償の決定(S39.3.25議決、18.12.15最終改正)<br/>②100万円以下の訴えの提起及び損害賠償(S39.3.25議決、18.12.15最終改正)<br/>③契約金額の100分の10以下でかつ3,000万円を超えない、工事請負契約の変更<br/>◇26年度 損害賠償12件、契約変更4件、◇27年度 損害賠償 3件、契約変更2件<br/>◇28年度 損害賠償14件、契約変更0件、◇29年度 損害賠償10件、契約変更0件</p> | A政策等の監視と評価           | 4   | 最小限になっていると評価する。<br>臨時会の開催を求めるような、事例がないことから、実行できていると判断できる。                          | 4 |
|      |            | 3 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年八王子市条例第26号)に定めるところによる。   | -   | -                    | -   | -  | - |
| 第10条 | 議会の運営      | <p>議会は、合議制の意思決定機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。</p> <p><b>ア. 質疑等のルールの決定</b><br/>【内容】<br/>◆市長提出議案に関して(①付託議案に対する代表質疑、②即決議案に対する質疑)<br/>◆一般質問の持ち時間(一問一答含む)再掲、◆議員提出議案に対する質疑(試行)<br/>◆委員長報告に対する質疑、◆予特・決特での意見(討論)</p> <p><b>イ. 議員間の公平な発言時間と機会の確保(第3条1項3号 再掲)</b><br/>【特色】質疑時間の取り決めを行い「決定事項」とするに当たり、少数会派や会派に属さない議員に対するの不利益が出ないように調整している。</p> <p><b>ウ. 新教育長候補者による「所信表明演説」を市議会協議会で実施</b><br/>◇26年度(27年3月実施) ◇27年度(28年3月実施)</p> | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営  | 4                    | 公平で自由な議論を尽くすため、適切な運営に努められていると考えられる。   | 3.7  |   |
| 第11条 | 委員会の運営     | 1 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。  | <p><b>ア. 新たな行政課題の調査研究を目的とした4つの特別委員会の設置(第2条1項4号 再掲)</b></p> <p><b>イ. 委員会の行政視察回数(市外)(第2条1項4号 再掲)</b></p> <p><b>ウ. 委員会の現場視察回数(市内)(第2条1項4号 再掲)</b></p> <p><b>エ. 委員と団体等との懇談会の実績(第11条3項 再掲)</b></p> <p><b>オ. 委員会主催の研修会の実績(第11条3項 再掲)</b></p>  | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 4   | 適切に運営できている。<br>特別委員会を設置する際には、現実にあったテーマを選定し運営している。<br>しかし、特別委員会の開催回数などに課題が残ると考えられる。 | 5 |
|      |            | 2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。  | <p><b>ア. 委員間討議</b><br/>【導入】26年2定から導入<br/>【実績】<br/>◇26年度 都市環境委員会(26.6.17) 第51号議案八王子市八王子駅周辺整備基金条例設定について<br/>◇27年度 総務企画委員会(27.12.7) 第181号議案八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 4   | 制度も導入されており、必要性があるときは自由に実施できていると考えている。<br>しかし、運用については再考の余地があるのではないかと意見があった。         | 4 |

| 条文             | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み   |                      | 評価点      |  |
|----------------|---|----------------------|----------|--|
|                | 具体的な取り組み状況及び成果  | 評価項目<br>※1           | 点数<br>※2 | 内部評価結果の理由<br>有識者   |
| 第11条<br>委員会の運営 | <p>3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に進めよう努めるものとする。</p> <p><b>ア. 懇談会の実績</b><br/> ◇26年度 7回 ◇27年度 16回 ◇28年度 20回 ◇29年度 15回</p> <p>【内訳】<br/> ◇26年度 厚生(民生児童委員協議会、社会福祉法人代表者会、私立保育園協会)、文教(学校図書館を育てる会、教育委員)総務(大学コンソーシアム)都市づくり(JKK)<br/> ◇27年度 厚生(社会福祉法人代表者会、私立保育園協会)文教(学校図書館を育てる会)<br/> ◇28年度 厚生(民児協、医師会、障害者地域自立支援協議会、獣医師会、私立保育園協会)総務(防災課)文教(学校図書館を育てる会)交通(小津町地域バス等運営委員会)復興支援(防災課、福島子ども支援八王子、被災地派遣職員、社会福祉協議会)人口減少(地域福祉推進拠点石川CSW)<br/> ◇29年度 厚生(私立保育園協会)</p> <p><b>イ. 研修会の実績</b><br/> ◇26年度2回 ◇27年度 — ◇28年度 2回 ◇29年度 1回</p> <p>【内容】<br/> ◇26年度 ○交通対策特別委員会「地域公共交通の再生について」(一財)地域公共交通総合研究所理事長・両備グループ代表兼CEO 小島光信<br/> ○交通対策特別委員会「八王子市の地域公共交通について」八王子市地域公共交通活性化協議会 会長 鈴木文彦<br/> ◇27年度 —<br/> ◇28年度 ○都市づくり・ニュータウン対策特別委員会「中心市街地における空き家を活用したまちづくり」保清人<br/> ○交通対策特別委員会「自転車利用環境創出ガイドライン」窪田達也(国交省 関東地方整備局)<br/> ◇29年度 ○次世代支援・高齢社会対策特別委員会「子どもの貧困」阿部彰</p> | B市民意見の反映と政策立案        | 4        | 専門分野に精通した団体との懇談会は実施しているが、個人とは実施していない。<br><br>4.7         |
| 第12条<br>会派     | <p>1 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体(以下「会派」という。)を結成することができる。</p> <p><b>ア. 会派の数</b><br/> ◇26年度 5会派(諸派3人)、◇27年度 5会派(諸派2人)<br/> ◇28年度 5会派(諸派2人)、◇29年度 5会派(諸派2人)</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 5        | 会派制については適切に運営されている。<br><br>5                             |
|                | <p>2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。</p> <p><b>ア. 会派の視察回数</b><br/> ◇26年度 9回 ◇27年度 16回 ◇28年度 20回 ◇29年度 15回</p> <p><b>イ. 政務活動費(調査活動費) (第3条1項2号 再掲)</b></p> <p><b>ウ. 政務活動費(研修費) (第3条1項2号 再掲)</b></p> <p><b>エ. 会派から市長への予算要望等の件数</b><br/> ◇26年度 9回 ◇27年度 8回 ◇28年度 3回 ◇29年度 3回</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 5        | 会派単位で随時研修や、勉強会を実施するなど、調査研究を実施できている。<br><br>3.5           |
|                | <p>3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議(「会派代表者会」という。)を開催することができる。</p> <p><b>ア. 会派代表者会の開催回数</b><br/> ◇26年度 14回 ◇27年度 18回 ◇28年度 16回 ◇29年度 17回</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 5        | 代表者会は、必要に応じて頻繁に開催されている。<br><br>5                         |
|                | <p>4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は別に定める。</p> <p><b>ア. 会派代表者会所管事例(八王子市議会先例集371)</b><br/> ① 市長提出の人事案件<br/> ② 常任委員、議会運営委員、特別委員の割り振りについて<br/> ③ その他議会内の人事案件について<br/> ④ 意見書・決議等議員提出議案の調整について<br/> ⑤ 議会運営委員会で協議が調わない案件について<br/> ⑥ 議会費当初予算要求について<br/> ⑦ 100条委員会の設置について<br/> ⑧ 特定事件を調査、研究する特別委員会の設置について<br/> ⑨ 議員定数について<br/> ⑩ 選挙ポスター掲示場について<br/> ⑪ 当初予算及び関係議案並びに補正予算及び条例等の審議方法・その他新庁舎移転に伴う諸問題</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 4        | 八王子市議会先例集に必要な事項として定められている。<br><br>5                      |
| 第13条<br>政務活動費  | <p>1 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。</p> <p><b>ア. 政務活動費の検討会の回数(27.12.10)(第2条1項4号)</b><br/> 【内容】会派代表者会の下部組織として設置。基準を見直し、「政務活動費の手引き」を作成し、29年4月から運用開始した。<br/> 【検討会の実施回数】◇27年度 2回 ◇28年度 9回</p> <p><b>イ. 政務活動費の「政務活動費収支報告書」を29年度分からホームページで公開(第5条1項2号再掲)</b></p> <p><b>ウ. 政務活動費の会派別執行率</b><br/> ◇全体 ◇26年度 91.0% ◇27年度 92.7% ◇28年度 92.1%</p> <p>【内訳】<br/> ◇新進会 ◇26年度 99.9% ◇27年度 99.9% ◇28年度 99.9%<br/> ◇公明党 ◇26年度 76.4% ◇27年度 75.7% ◇28年度 77.5%<br/> ◇市民ガ ◇26年度 99.9% ◇27年度 98.7% ◇28年度 99.2%<br/> ◇共産党 ◇26年度 99.9% ◇27年度 99.7% ◇28年度 92.5%<br/> ◇ネ社自 ◇26年度 81.2% ◇27年度 97.8% ◇28年度 92.6%<br/> ◇緑派 ◇26年度 85.8% ◇27年度 83.8% ◇28年度 88.5%</p> <p><b>エ. 政務活動費(調査活動費) (第3条1項2号 再掲)</b></p> <p><b>オ. 政務活動費(研修費) (第3条1項2号 再掲)</b></p>   | B市民意見の反映と政策立案        | 4        | 新しい情報や、先進的な取り組みなど、八王子市政に貢献するための活用はできている。<br><br>資料から判断不可 |
|                | 2 政務活動費の交付に必要な事項については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年八王子市条例第15号)に定めるところによる。  | —                    |          |  |

| 条文                 | 議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み   |                      | 評価点      |   |                  |  |
|--------------------|---|----------------------|----------|---|------------------|--|
|                    | 具体的な取り組み状況及び成果  | 評価項目<br>※1           | 点数<br>※2 | 内部評価結果の理由                                 | 有識者              |  |
| 第14条<br>議会事務局の体制整備 | <p>議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>ア. 人員体制<br/>◇局長1 庶務調査課8(課長1、主査2、主任5) 議事課8(課長1、主査2、主任4、主事1) 計17名(定数18名)</p> <p>イ. 職員だけの視察人数<br/>◇26年度 4名 ◇27年度 0名 ◇28年度 3名 ◇29年度 0名</p> <p>ウ. 職員の実務研修参加人数<br/>◇26年度 18名 ◇27年度 15名 ◇28年度 19名 ◇29年度 21名</p>  | 日市民意見の反映と政策立案        | 4        | 現状では、議会事務局には、政策立案に関する体制が整っていない。人員不足と考える。  | —<br>評価保留        |  |
| 第15条<br>議会図書室の充実   | <p>議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p> <p>ア. 議会図書室の図書購入額<br/>◇26年度 2,678,620円 【内訳】新聞(朝刊6、夕刊5、日刊2、週刊2)紙、月刊誌8誌、新規購入図書114冊<br/>◇27年度 2,619,562円 【内訳】新聞(朝刊6、夕刊5、日刊2、週刊2)紙、月刊誌8誌、新規購入図書98冊<br/>◇28年度 2,213,805円 【内訳】新聞(朝刊6、夕刊5、日刊2、週刊2)紙、月刊誌6誌、新規購入図書116冊<br/>◇29年度 415,183円 【内訳】新聞(朝刊6、夕刊5、日刊2、週刊2)紙、月刊誌7誌、新規購入図書92冊</p>       | 日市民意見の反映と政策立案        | 5        | 充実している。                                   | 3.5              |  |
| 第16条<br>議員の政治倫理    | <p>1 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。</p> <p>※該当する案件はなかった</p>  |                      | 5        | 特段の事件は発生しておらず、問題ないと考える。                   | —<br>評価情報なし      |  |
|                    | <p>2 議員は、八王子市政治倫理条例(平成21年八王子市条例第3号)に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。</p> <p>※該当する案件はなかった</p>   |                      | 5        | 特段の事件は発生しておらず、問題ないと考える。                   | —<br>評価情報なし      |  |
| 第17条<br>議員定数       | <p>1 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例(昭和37年八王子市条例第24号)に定めるところによる。</p> <p>【参考】議員定数 ◇26年度 40名 ◇27年度 40名 ◇28年度 40名 ◇29年度 40名</p> <p>2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p>  |                      | —        |   |                  |  |
| 第18条<br>議員報酬       | <p>1 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八王子市条例第28号)に定めるところによる。</p> <p>ア. 議員報酬<br/>◇26年度 議長 730,000円 副議長 660,000円 各委員長 610,000円 議員 590,000円<br/>◇27年度 議長 730,000円 副議長 660,000円 各委員長 610,000円 議員 590,000円<br/>◇28年度 議長 750,000円 副議長 680,000円 各委員長 630,000円 議員 610,000円<br/>◇29年度 議長 750,000円 副議長 680,000円 各委員長 630,000円 議員 610,000円</p> |                      | 5        | 条例に従って適切に決定されているものと考えている。                 | 5                |  |
|                    | <p>2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負担に支え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p> <p>※議員提案による条例改正はなかった</p> <p>【参考】特別報酬等審査会からの答申内容(議員該当部分)<br/>◇26年度 なし ◇27年度 議長・副議長・委員長・議員とも月額2万円の増額が適当<br/>◇28年度 議長・副議長・委員長・議員とも現行額を据え置くことが妥当<br/>◇29年度 議長・副議長・委員長・議員とも現行額を据え置くことが妥当</p>  |                      | —        |   |                  |  |
| 第19条<br>最高規範性      | この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。  |                      | —        |   |                  |  |
| 第20条<br>見直し手続      | <p>1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。</p> <p>ア. 議会基本条例の検証<br/>◇26年度 H26.4.1 条例施行<br/>◇27年度 H27.12.11 検証の手法の方向性決定<br/>◇28年度 H28.2.23 検証の手法の再確認と引き継ぎ<br/>◇29年度 H29.6.22 検証の時期、講師を決定 30.1.19 検証のための評価シートを作成 H30.2.16 検証のための評価会議</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 5        | 基本条例施行後4年を経て、内部評価・外部評価の両面を公開制で実施することができた。 | 3                |  |
|                    | <p>2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認められた場合、適切な措置を講ずるものとする。</p>  |                      | —        |   |                  |  |
| 第21条<br>委任         | <p>この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>ア. 各種会議における決定事項<br/>◇会派代表者会決定、議会運営委員会決定→「八王子市議会決定事項」<br/>◇政務活動費検討会決定→「政務活動費の手引き」</p>   | D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | 5        | 実施している。                                   | —<br>評価対象としてないもの |  |
|                    |   |                      | 142      | 点/170点満点                                  | 108              |  |
|                    |   |                      | 84       | 点/100点満点                                  | 80               |  |



日時：平成30年2月16日(金)午前10時30分

場所：八王子市議会 全員協議会室

12202

## 八王子市議会基本条例検証のための評価会議 プログラム

1. 開会
2. 開会あいさつ (議長 伊藤 裕司)
3. 評価人の紹介
4. 取り組みの評価報告
  - (1) 内部評価について (報告者：議会運営委員会 委員長 吉本 孝良)
  - (2) 外部評価について (報告者：関東学院大学法学部 准教授 牧瀬 稔 氏)
5. 評価報告に関する意見交換
6. 今後の検証作業に向けた講評  
関東学院大学法学部 准教授 牧瀬 稔 氏
7. 閉会あいさつ (副議長 村松 徹)
8. 閉会

主催：八王子市議会・議会運営委員会

信 4

2273 1

議会基本条例検証 評価点一覧表

| 条項    | 内 容         | 八王子市議会 | 専門家3名 | 大学生9名 | 備考       |
|-------|-------------|--------|-------|-------|----------|
| 2条1項1 | 議会の活動原則     | 4      | 4     | 3.8   |          |
| 2条1項2 |             | 3      | 3.3   | 3.5   |          |
| 2条1項3 |             | 4      | 4     | 4.3   |          |
| 2条1項4 |             | 4      | 3.7   | 3.3   |          |
| 2条1項5 |             | 4      | 3     | 2.8   |          |
| 3条1項1 | 議員の活動原則     | 4      | 4     | 3.1   |          |
| 3条1項2 |             | 4      | 3     | 3.7   |          |
| 3条1項3 |             | 4      | 4     | 3.8   |          |
| 4条1項1 | 市民参加及び意見の把握 | 3      | 4.3   | 4.2   |          |
| 4条1項2 |             | 5      | 4     | 3.2   |          |
| 4条1項3 |             | 4      | 3     | 2.1   |          |
| 5条1項1 | 情報公開及び説明責任  | 4      | 4.3   | 4.7   |          |
| 5条1項2 |             | 5      | 3     | 4.4   |          |
| 5条1項3 |             | 5      | 4.7   | 4.4   |          |
| 6条1項  | 政策形成過程の説明要求 | 5      | —     | 3.8   | 資料から判断不可 |
| 7条    | 質疑、質問の方式    | 4      | 4.3   | 3.6   |          |
| 8条    | 議決事件の拡大     | 4      | —     | 2.4   | 評価保留     |
| 9条2項  | 定例会の会期、回数   | 4      | 4     | 3.3   |          |
| 10条   | 議会の運営       | 4      | 3.7   | 4     |          |
| 11条1項 | 委員会の運営      | 4      | 5     | 3.8   |          |
| 11条2項 |             | 4      | 4     | 3.1   |          |
| 11条3項 |             | 4      | 4.7   | 3.9   |          |
| 12条1項 | 会派          | 5      | 5     | 4.7   |          |
| 12条2項 |             | 5      | 3.5   | 3.8   |          |
| 12条3項 |             | 5      | 5     | 4.7   |          |
| 12条4項 |             | 4      | 5     | 4.4   |          |
| 13条1項 | 政務活動費       | 4      | —     | 3.9   | 資料から判断不可 |
| 14条   | 議会事務局の体制整備  | 4      | —     | 3.3   | 評価保留     |
| 15条   | 議会図書室の充実    | 5      | 3.5   | 4.2   |          |
| 16条1項 | 議員の政治倫理     | 5      | —     | 2.4   | 評価情報なし   |
| 16条2項 |             | 5      | —     | 2.7   | 評価情報なし   |
| 18条1項 | 議員報酬        | 5      | 5     | 4.2   |          |
| 20条1項 | 見直し手続       | 5      | 3     | 4.2   |          |
| 21条   | 委任          | 5      | —     | 4.4   |          |
| 得点    |             | 86     | 80    | 74.3  |          |

## 牧瀬先生の講評まとめ

### 【今回の講評】

- 1 議会の役割は、「行政監視機能」と「政策立案機能」の2点である。この2点を手段として、議会基本条例にある「市民福祉の増進」をはかっていたきたい。
- 2 今後、条例を策定する議会が全体の3割を超えてくると思われるので、八王子市議会が条例策定をしないとだいたい評価が下がってしまう。
- 3 多くの市議会が基本条例を策定して、作りっぱなしである。今回のように外部を入れた検証作業を実施したことは評価に値する。

### 【次回検証作業をする場合の要望】

- 1 今回は、アウトプット評価（実施したか、しなかったか）であったが、次回はアウトカム評価（実施した結果、どのような成果があったのか）に挑戦していただきたい。
- 2 次回は、議員ごとに一人ずつアウトプット、アウトカム評価を実施して欲しい。（各議員がそれぞれ数値目標を書くことが望ましい。）
- 3 基本条例に書かれているように市民を巻き込んで、検証を実施して欲しい。

10 項目の検討について

| No. | 条文   | 評価項目                | 評価項目ごとの取り組み例<br>【実現可能性が高いもの】   |
|-----|--|---------------------|--|
| 1   | 第2条第1項第2号<br>市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。                        | 市民意見の反映と政策立案        | <p>◆多様な意見の把握の取り組み例</p> <p>① 市政世論調査を利用し、議会への関心度などのアンケート調査を行う。</p> <p>【2】議会独自に、市民モニター制度を導入する</p> <p>【3】広聴広報委員会の設置(任意でも可)<br/>→市議会だより、ホームページ、市民アンケート(市政世論調査結果の検証)、市民モニター、議会報告会など、多様な意見を議会として把握し、情報を発信する役割を担当する。</p> <p>【4】大学との連携協定を結び、研修の開催、意見交換などを行う</p> <p>◆調査研究・政策立案の取り組み例</p> <p>⑤ 4特別委員会の位置づけ 及び 常任委員会における「所管事務調査」などの手法の検討 → 会派代表者会での協議</p> <p>【6】本会議、委員会で議員が政策提言した事項がどの程度実現しているのかを検証し、HP公開する。(手順について事務局で要検討)</p> <p>【7】市民に見える形での、議会の政策立案の手法の一つとして、市長提出の原案の議決に際し、議会の意見表明として「付帯決議」を提出するような議会運営について検討する。</p> |
| 2   | 第3条第1項第2号<br>法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。            |                     |  |
| 3   | 第4条第1項1号<br>議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。                              |                     |  |
| 4   | 第4条第1項第3号<br>パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。                                |                     |  |
| 5   | 第13条第1項<br>政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。      |                     |  |
| 6   | 第14条第1項<br>議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。 |                     |  |
| 7   | 第5条第1項第2号<br>議会が保有する文書等を原則公開すること。                                      | 開かれた議会・透明性の確保       | <p>◆議会活動のみえる化の取り組み例</p> <p>⑧ 委員会視察報告書をHPで公開する。</p> <p>【9】海外や会派など公務での視察報告書をHPで公開する。</p> <p>【10】閉会中の委員会活動(懇談会・研修会など)の経過をHPで公開<br/>※現在は、報告事項の件名だけを公開している。</p> <p>【11】会議(委員会)資料の公開</p>   |
| 8   | 第6条第1項<br>議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求められることができる。          |                     |  |
| 9   | 第2条第1項第5号<br>地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。                           | 継続的な議会改革とわかりやすい議会運営 | <p>◆議会改革の推進の取り組み例</p> <p>【12】議会改革(特別)委員会の設置</p> <p>【3】(再掲)広聴広報委員会の設置</p>   |
| 10  | 第20条第1項<br>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。       |                     |  |